

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果  
(保育所等)

## 1 評価機関

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 名 称    | NPO法人 ヒューマン・ネットワーク       |
| 所 在 地  | 千葉県船橋市丸山2丁目10番15号        |
| 評価実施期間 | 令和7年 1月 17日～ 令和7年 2月 26日 |

## 2 受審事業者情報

### (1) 基本情報

|               |                                                                                                                                                                                                       |     |              |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------|
| 名 称<br>(フリガナ) | 野田市立清水保育所<br>ノダシリツシミズホイクショ                                                                                                                                                                            |     |              |
| 所 在 地         | 〒278-0043<br>千葉県野田市清水881                                                                                                                                                                              |     |              |
| 交 通 手 段       | 東武アーバンパークライン 清水公園駅より徒歩8分                                                                                                                                                                              |     |              |
| 電 話           | 04-7122-5050                                                                                                                                                                                          | FAX | 04-7122-5050 |
| ホームページ        | <a href="http://www.kodomonomori.co.jp/nd/">http://www.kodomonomori.co.jp/nd/</a>                                                                                                                     |     |              |
| 経 営 法 人       | 株式会社こどもの森                                                                                                                                                                                             |     |              |
| 開設年月日         | 昭和27年4月（平成22年4月より、こどもの森が指定管理者）                                                                                                                                                                        |     |              |
| 併設しているサービス    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜20時までの延長保育を実施しております。</li> <li>・地域に向けては園庭開放日、高齢者ふれあいの行事を実施しております。</li> <li>・お昼寝用のコットの用意をしております。</li> <li>・オムツは手ぶら登園サービスを導入し、持ち込み、持ち帰りがないようにしております。</li> </ul> |     |              |

(2) サービス内容

|        |                                                                                   |     |       |      |      |     |         |  |  |  |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|------|------|-----|---------|--|--|--|
| 対象地域   | 野田市在住のご家庭（他市より受託での保育は可能）                                                          |     |       |      |      |     |         |  |  |  |
| 定 員    | 0歳児                                                                               | 1歳児 | 2歳児   | 3歳児  | 4歳児  | 5歳児 | 合計      |  |  |  |
|        | 9                                                                                 | 22  | 30    | 30   | 30   | 30  | 154     |  |  |  |
| 敷地面積   | 33334.05㎡                                                                         |     |       | 保育面積 |      |     | 883.00㎡ |  |  |  |
| 保育内容   | 0歳児保育                                                                             |     | 障害児保育 |      | 延長保育 |     | 夜間保育    |  |  |  |
|        | 休日保育                                                                              |     | 病後児保育 |      | 一時保育 |     | 子育て支援   |  |  |  |
| 健康管理   | 朝の視診・計測（毎月）・内科健診（年2回）・歯科検診（年1回）・歯磨き指導・尿検査（2～5歳児、年1回）<br>・視力測定（4.5歳児、年1回）          |     |       |      |      |     |         |  |  |  |
| 食事     | 全年齢で月～土の給食の提供をしております。「安全・安心」な給食を提供しています。                                          |     |       |      |      |     |         |  |  |  |
| 利用時間   | 保育標準時間：7～18時 保育短時間：8時半～16時半 18時以降は延長保育となります。                                      |     |       |      |      |     |         |  |  |  |
| 休 日    | 日曜・祝日・年末年始                                                                        |     |       |      |      |     |         |  |  |  |
| 地域との交流 | 園庭開放、高齢者触れあり、近隣の小中高校の保育体験の受け入れ、保育士養成校、看護学校の実習受け入れ、近隣デイサービス施設との交流等があります。           |     |       |      |      |     |         |  |  |  |
| 保護者会活動 | 1～4歳児クラスより各1名、5歳児より2名の役員で活動しております。<br>主に保護者会費の管理と運用、役員の選出等をして頂いており、年3回ほどの活動となります。 |     |       |      |      |     |         |  |  |  |

(3) 職員（スタッフ）体制

| 職 員   | 常勤職員         | 非常勤、その他 | 合 計     | 備 考 |
|-------|--------------|---------|---------|-----|
|       | 18           | 12      | 30      |     |
| 専門職員数 | 保育士(幼稚園教諭含む) | 看護師     | 栄養士     |     |
|       | 20           | 1       | 1       |     |
|       | 保健師          | 調理師     | その他専門職員 |     |
|       | 0            | 0       | 0       |     |
|       | 調理員          | 事務・用務   | 保育補助    |     |
|       | 6            | 1       | 1       |     |
|       |              |         |         |     |
|       |              |         |         |     |

(4) サービス利用のための情報

|             |                                                                                                                                                                        |                          |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 利用申込方法      | 野田市役所子ども保育課・保育所・支所・各出張所にて申し込みとなります。                                                                                                                                    |                          |
| 申請窓口開設時間    | 8：30～17：30                                                                                                                                                             |                          |
| 申請時注意事項     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・不足書類や不備書類がある場合、支給認定ができず、利用調整ができていないため受付できない場合がございます。</li> <li>・求職活動が理由の申し込みは、各保育園では行なっておりません。また、入所決定は申し込み順ではございません。</li> </ul> |                          |
| サービス決定までの時間 | 必要性の高いお子様から希望の保育所の入所を調整します。希望の保育所に受け入れの余裕がない場合等、申し込みをされてもご希望に添えないことがありますので、数ヶ月かかる場合がございます。                                                                             |                          |
| 入所相談        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・希望する保育所等の見学等を行い、様子などの確認をお勧め致します。</li> <li>・お子様の発育などでご心配な場合は、保育課で面接、申請受付をいたしますので事前のご連絡をお願いしております。</li> </ul>                    |                          |
| 利用代金        | お子様の認定区分、年度当初の年齢、保育の必要量（標準・短時間）、該年度の保護者の市民税所得割額により算定されるため、ご家庭により異なります。                                                                                                 |                          |
| 食事代金        | 0・1・2歳児：保育料に含まれます。 3・4・5歳児：1ヶ月、5400円、土曜利用時1回240円                                                                                                                       |                          |
| 苦情対応        | 窓口設置                                                                                                                                                                   | 園内の担当者及び、本部、系列園担当者がおります。 |
|             | 第三者委員の設置                                                                                                                                                               | 2名の担当者がおります。             |

### 3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>サービス方針<br/>(理念・基本方針)</p> | <p>【野田市公立保育所として】<br/>         保育理念：子ども一人ひとりを大切にし、保護者からも信頼され、地域に愛される保育所を目指します。<br/>         保育方針：豊かな人間性を持った子どもを育成します。<br/>         ～キーワード～自然に触れる・高齢者との触れ合い・異年齢児保育<br/>         保育目標：～健康で明るい子ども～よく遊ぶ子・意欲のある子・豊かな感性と創造性のある子</p> <p>【こどもの森・清水保育所として】<br/>         保育理念：自分の子どもを入れたい園にする。<br/>         保育方針：自信と自立を兼ね備えた、心の強くて優しい子どもの育成と成長を援助します。</p>                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>特 徴</p>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然豊かな環境：広い園庭と清水公園を裏手に控え、四季折々の中で、保育ができるという恵まれた環境があります。</li> <li>・指定管理の運営ならではのメリット：公立園ではできない行事や活動ができ、様々な保育活動を展開しております。（バスや電車等での遠足、お泊まり保育等）また、各部屋には年齢に合わせたコーナーを設置し、子ども達が主体的に遊べる環境設定をしております。</li> <li>・安心・安全な園生活：日々、子ども達が安全に過ごし、そして保護者の方に安心して仕事に行っていただけるように様々な対応をしております。</li> <li>・AED,監視カメラの設置</li> <li>・SIDS防止のための0・1歳児クラスでの体動センサーの導入</li> <li>・安心な食材を使用した給食の提供</li> </ul>                                                                                                                                                    |
| <p>利用（希望）者<br/>へのPR</p>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和27年に創立した、野田市で一番始めにできた保育所で、そのバトンを私達こどもの森が受け継いでおります。昔懐かしい園舎で園庭も広く、清水公園を裏手に控え、自然豊かな環境の中で子ども達は日々逞しくのびのびと成長しています。</li> <li>・保育内容としては、「自信」と「自立」を育てる活動を系統立て、日々の保育に臨んでおります。様々な経験を通して、心の強くて優しい子どもへ成長できるよう、見守ることを大切にしたい援助を心がけております。また、年長児は就学に向けたあてを持ち、滑らかな就学を意識しております。</li> <li>・こどもの森の理念である「自分の子どもを入れたい園にする」ことを念頭に置き、清水保育所のミッションとしては「清水保育所に関わる全ての方々がハッピーになるよう行動すること」を掲げております。その為に心がけていることとしては「おもてなし」の形として子ども達を【受容】する、保護者の皆さまには【寄り添い】、来訪される皆様には【ようこそ】の気持ちを常に持ち、保護者と職員とが支え合い、近隣の皆様方に見守っていただきながら、未来には羽ばたく子ども達の育成に努めてまいります。</li> </ul> |

## 福祉サービス第三者評価総合コメント

NPO法人ヒューマン・ネットワーク

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特に力を入れて取り組んでいること                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>豊かな自然の中で子どもの好奇心や感性を培い、自立へと繋がる活動を展開している</p> <p>広い園庭脇に野菜や花の栽培コーナーを設け、運動広場を囲むようにブランコや滑り台、ジャングジムなどが並び、乳児の芝生や砂場など恵まれた環境となっている。子どもたちは園庭で三輪車をこぎ、ボールやごっこ遊び、集団遊びでは自分達でルールを決めて鬼ごっこやリレー、ドッジボール、マラソンなどに挑戦するなど自然の中で意欲的に楽しんで遊び、身体を鍛え主体性や協調性、挑戦する力を育てている。また、心地よい風をうけてアリやダンゴ虫を見つけ、夏野菜・花の栽培、お米作りや、クッキングに挑戦するなど好奇心や感性を磨いている。室内やホール、玄関広場にはコーナーを設置して好きな遊びで満足感を味わい、幼児組異年齢では3人きょうだいで活動し、互いを思いやる豊かな子どもの関係の中で自信を培っている。その他、季節ならではの行事や高齢者との触れ合い交流など様々な経験をしている。保育者は子どもを第一に考え、子どもの思いに寄り添い、子どもの「やりたい！」を引き出す援助に取り組んでいる。</p>                     |
| <p>食に対する興味・関心を高め、「保育所の給食大好き！」に繋げている</p> <p>子どもにとって美味しく魅力のある食事となるよう、日本の料理や世界の料理、行事食などをメニューに取り入れ、栄養バランスを考えた安心・安全な給食を提供している。食育年間計画を作成し、栄養士と保育者とが連携しながら年齢に応じた食育活動を取り入れている。ピーマンやオクラ、トウモロコシの栽培、レンコンやカボチャなどの食材に触ったりすることで、給食で使われている食材に興味を持たせている。幼児クラスはクッキングを取り入れ、ラップを使ったおにぎり作り、スポンジケーキに生クリームを絞りトッピングするクリスマスケーキ作りなど、自分で作ったものを食べる楽しさを味わっている。5歳児はお泊り保育で野菜を切る体験をし、カレー作りに挑戦している。食材や調理への興味を高める取り組みは、「保育所の給食大好き！」に繋がっている。</p>                                                                                                       |
| <p>研修機会を多く提供し、職員の主体性を育みながら、計画的に能力の向上を図っている</p> <p>「挨拶 おもてなし 環境整備」、「笑顔あふれる思いやりのあふれる保育所を目指す」、「常に向上心を持ち学びの姿勢をもつ」ことを職員の目標とした中長期の人材育成計画を示し、具体的に新人、年次別、役職別の階層別研修やスキルアップ研修の年間計画を作成している。また「職員育成計画」では、経験年数、役職、職種ごとの能力基準と目標を示し、園としての職員のあるべき姿、方向性を明確にしている。更に、職員個々には、個人目標「わたしの1年後」シートで、年間個人目標と達成するための計画を作成し、どのような研修を受講するか主体的に決めている。園では法人主催の多様な研修のほか海外研修や、園独自に行う年3回の自己研修など、職員の主体性を育みながら成長の機会を多く提供し、能力の向上を図っている。</p>                                                                                                               |
| さらに取り組みが望まれるところ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>チーム力を活かした更なる取組みにより、保育目標の育成実現に期待したい</p> <p>毎月の指導計画の評価反省は、職員会議で報告し共有している。週日案および日誌の振り返りには個々の成長、遊びや活動内容、エピソード、気付き、子どもの評価・自己評価を記載し保育実践を振り返り課題を次の活動に活かせるように努力している。さらに振り返りを有効にするために、保育理念・目標・方針を常に確認し、子どもの夢中になった遊びや活動の場面から、「夢中度と学び」で主体性や好奇心、集中力、達成感などを推察して評価し、園内研修では実践事例や写真を持ち寄り、振り返りを話し合う時間をより多く設け、保育目標にある系統立てた「自信と自立を兼ね備えた心の強く優しい子」の育成実現に向かって皆で共有を図り、さらにチームとしての保育の質向上に期待したい。</p>                                                                                                                                        |
| <p>保護者との情報共有を継続的に見直し工夫を重ねることで信頼関係の維持・構築に繋げたい</p> <p>園だよりやクラスだより、インスタグラムなどで子どもの様子を発信し、子どもの成長や発達を確認できる機会として個人面談や運動会、お楽しみ会（発表会）などの行事を取り入れている。誕生日参観では普段の子どもの様子を見てもらえるようにしている。クラスの掲示板には1週間の活動を掲示して保護者に理解してもらえるように工夫したり、毎日の子どもの様子はアプリ連絡帳やスケッチブックで伝えるように取り組んでいる。日々の口頭でのコミュニケーションも大切にし、保護者との信頼関係を築くように努力している。ただ、送迎が混み合う時間帯では十分な対応ができない面も見られ、今回の第三者評価によるアンケートでも「忙しそうで話す時間がない、聞きにくい」などの意見が寄せられている。今後、会話が少ないと思われる保護者には、保育者側から積極的に声をかけたり、気軽に子育て相談ができることをアピールしたり、保育内容の「見える化」もさらに工夫するなど様々な面で見直していくことで、保護者との信頼関係がさらに深まるよう期待したい。</p> |

働きやすい職場環境の整備に向けた継続的な取組みに期待したい

有給休暇の取得状況を園長がチェック表により管理し、できるだけ希望通り休暇を取得できるよう配慮している。時間外労働については、勤怠システムで毎月状況を確認するほか、毎日の時間外労働の申請時に状況を把握することに努めている。また今年度は、登園前の業務や午睡時の業務を見直し、一部削減したことや休憩ボードを設置して職員が十分休憩できるよう配慮したことなど、職員が働きやすい環境を整備するための改善を図っている。一方、職員に対するアンケートでは、勤務時間等に負担を感じている職員も一部見受けられるのも事実である。業務見直しの機会をつくるとともに、職員がいつでも意見やアイデアがだせる工夫を行うなど働きやすい職場環境の整備に向けた継続的な取組みに期待したい。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

今回、園の運営や保育等について振り返る大きな機会となりました。自然豊かな環境を活かした活動、子ども達そして職員が大好きな給食について、研修を通しての職員一人ひとりの向上について日々の取組みに評価を頂き、私達にとって大きな励みとなりました。保育理念や目標等を定期的に確認しつつ「夢中度と学び」の視点を持つとのご助言を頂き、今回大変大きな学びとなりました。保育の視点についてや、保護者の皆様とより一層円滑なコミュニケーションが取れるような工夫、働きやすい環境について職員と共に考え、形にしていきたいと思います。今後も未来を担う子ども一人ひとりを大切にし、保護者からも信頼され、地域に愛され、自分の子どもを入れたい園の運営に努めてまいります。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

| 大項目 |                  | 中項目              | 小項目               | 項目                                                                          |                                        | 標準項目 |       |
|-----|------------------|------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|------|-------|
|     |                  |                  |                   |                                                                             |                                        | ■実施数 | □未実施数 |
| Ⅰ   | 福祉サービスの基本方針と組織運営 | 1 理念・基本方針        | 理念・基本方針の確立        | 1 理念や基本方針が明文化されている。                                                         | 3                                      | 0    |       |
|     |                  |                  | 理念・基本方針の周知        | 2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。                                                    | 3                                      | 0    |       |
|     |                  |                  |                   | 3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。                                                     | 3                                      | 0    |       |
|     |                  | 2 計画の策定          | 事業計画と重要課題の明確化     | 4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。                                          | 6                                      | 0    |       |
|     |                  |                  | 計画の適正な策定          | 5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。                         | 3                                      | 0    |       |
|     |                  | 3 管理者の責任とリーダーシップ | 管理者のリーダーシップ       | 6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。                                       | 5                                      | 0    |       |
|     |                  | 4 人材の確保・養成       | 人事管理体制の整備         | 7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。                                                 | 3                                      | 0    |       |
|     |                  |                  |                   | 8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。                           | 4                                      | 0    |       |
|     |                  |                  | 職員の就業への配慮         | 9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。 | 5                                      | 0    |       |
|     |                  |                  | 職員の質の向上への体制整備     | 10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。                               | 5                                      | 0    |       |
| Ⅱ   | 適切な福祉サービスの実施     | 1 利用者本位の保育       | 利用者尊重の明示          | 11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。                        | 4                                      | 0    |       |
|     |                  |                  |                   | 12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。                                                | 4                                      | 0    |       |
|     |                  |                  | 利用者満足度の向上         | 13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。                                           | 4                                      | 0    |       |
|     |                  |                  | 利用者意見の表明          | 14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。                                                      | 4                                      | 0    |       |
|     |                  | 2 教育及び保育の質の確保    | 教育及び保育の質の向上への取り組み | 15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。                        | 3                                      | 0    |       |
|     |                  |                  | 提供する保育の標準化        | 16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。               | 4                                      | 0    |       |
|     |                  | 3 教育及び保育の開始・継続   | 教育及び保育の適切な開始      | 17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。                                                 | 2                                      | 0    |       |
|     |                  |                  |                   | 18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。                               | 4                                      | 0    |       |
|     |                  | 4 子どもの発達支援       | 教育及び保育の計画及び評価     | 19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。                                    | 4                                      | 0    |       |
|     |                  |                  |                   | 20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。                              | 5                                      | 0    |       |
|     |                  |                  |                   | 21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。                                                 | 6                                      | 0    |       |
|     |                  |                  |                   | 22 身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。                                           | 4                                      | 0    |       |
|     |                  |                  |                   | 23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。                                                | 6                                      | 0    |       |
|     |                  |                  |                   | 24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。                                         | 6                                      | 0    |       |
|     |                  |                  |                   | 25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。                                                | 4                                      | 0    |       |
|     |                  |                  |                   | 26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。                                                   | 3                                      | 0    |       |
|     |                  |                  |                   | 子どもの健康支援                                                                    | 27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。 | 4    | 0     |
|     |                  |                  |                   |                                                                             | 28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。               | 3    | 0     |
|     |                  |                  | 食育の推進             | 29 食育の推進に努めている。                                                             | 5                                      | 0    |       |
|     |                  | 5 安全管理           | 環境と衛生             | 30 環境及び衛生管理は適切に行われている。                                                      | 3                                      | 0    |       |
|     |                  |                  | 事故対策              | 31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。                                                 | 4                                      | 0    |       |
|     |                  |                  | 災害対策              | 32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。                                           | 5                                      | 0    |       |
|     |                  | 6 地域             | 地域子育て支援           | 33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。                                              | 5                                      | 0    |       |
| 計   |                  |                  |                   |                                                                             | 136                                    | 0    |       |

## 保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■整備や実行が記録等で確認できる。 □確認できない。

| 評価項目 |                                                | 標準項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------|------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1    | 理念や基本方針が明文化されている。                              | <p>■理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。</p> <p>■理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</p> <p>■理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。</p> <p>(自己評価コメント)野田市の保育理念「子ども一人一人を大切に、保護者からも信頼され、地域に愛される保育所を目指す」を引き継ぎ、こどもの森の保育理念「自分の子どもを働きたい園にする」、「HAPPY100%しあわせまんてん∞」、保育方針「豊かな人間性を持った子どもを育成します。＜キーワード＞自然に触れる・高齢者との触れ合い・異年齢児保育」、保育目標「よく遊ぶ子・思いやりのある子・意欲のある子・豊かな感性と創造性のある子」を掲げている。園の入り口、事務室、全クラスへの掲示のほか、入園のしおりにも明記している。</p>                                                                              |
| 2    | 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。                         | <p>■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</p> <p>■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</p> <p>■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</p> <p>(自己評価コメント)法人や園の理念、運営や組織等の各方針、基本的な考え方を綴じた「教育経営計画書」を策定し、職員全員に配布している。毎日の朝礼で1ページずつ読み合わせし、言葉の意味することに対する考えを聞くことで理解を深めている。4月の職員会議では、全体の読み合わせや、振り返りの共有を図っていると、4月、10月の全体職員集会では代表から「教育経営計画書」の考え方等について講話を聴く機会がある。</p>                                                                                                                                                                                                  |
| 3    | 理念や基本方針が利用者等に周知されている。                          | <p>■契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。</p> <p>■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</p> <p>■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</p> <p>(自己評価コメント)入園のしおりに、保育理念、方針、目標を明記し、契約時に説明している。懇談会、保育参観を兼ねた親子ブレイダーを企画し、事前に丁寧に作り込んだ保護者懇親会資料を用いて保育理念や具体的な活動について説明し、意見をうかがっている。また、毎日の活動について、その日のボックスを書いたスケッチブックを入りに掲示しているほか、毎月の活動を紹介した園だより、クラスだよりを毎月電子連絡帳アプリで発信し、実践面の共有を図っている。</p>                                                                                                                                                                                    |
| 4    | 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。               | <p>■中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。</p> <p>■事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</p> <p>■理念・基本方針により重要課題が明確にされている。</p> <p>■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</p> <p>■現状の反省から重要課題が明確にされている。</p> <p>■運営の透明性の確保に取り組んでいる。</p> <p>(自己評価コメント)ミッション・ステートメント(事業計画)に「子ども達、職員がワクワク・ドキドキでき、利用者(子ども・保護者・地域の方々)に喜んで頂ける園を目指します。その為に、清水保育所に関わる全ての方々のハッピーがいつまでも続くように(幸せ満天∞)行動します。」と掲げ、重点項目、行動計画を策定している。毎年度末に子ども、保護者、地域、職員のハッピー度を聴取し、100%を目指して当年度の振り返りと翌年度の取組みを計画している。今年度は、重要課題を業務の見直しによる職員の負荷軽減とし、煩雑になる登園の時間帯に行わなくてよい業務の調整や午睡時に行っていた業務の削減、休憩時間に十分休めるよう配慮した休憩ボードの設置などに取り組んでいる。</p> |
| 5    | 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。 | <p>■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。</p> <p>■方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。</p> <p>■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</p> <p>(自己評価コメント)3月の職員会議で、年度の振り返り・反省を共有するとともに、次年度の年間指導計画、月間指導計画の作成について案内し、各クラスで意見を聴きながら担任が作成している。更に、リーダーのアドバイスを受けながら追記、修正を行った上で、園長が確認し承認する。月間指導計画は週日案に展開し、日々実践されているとともに、毎月振り返りを行い、職員会議で共有している。職員会議は日中、夜の2回開催することで参加しやすい工夫を行い、非常勤職員も議事録を回覧するなどし、全職員の情報共有に努めている。</p>                                                                                                         |
| 6    | 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組む指導力を発揮している。            | <p>■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</p> <p>■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。</p> <p>■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</p> <p>■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</p> <p>■評価が公平にできるように工夫をしている。</p> <p>(自己評価コメント)理念・方針の実践について、職員会議で共有しながらアドバイスをを行っている。職員一人ひとりを大事にし、気になる時はこまめに声をかけている。年2回定期面談を行っているが、年度始めにも個別に時間をとって話す機会をつくっているほか、食事会などを通して、人間関係や仕事の悩みについて率直な意見を聴いている。研修は、自分に必要なスキルを自主的に身につけるよう促し、モチベーションを高めている。</p>                                                                                                          |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。</li> <li>■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。</li> <li>■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。</li> </ul>                                                                                                                                |
| (自己評価コメント)「教育経営計画書」に加え、「保育士の責務と倫理」をまとめ、4月の職員会議で読み合わせ確認を行っている。人権擁護のためのセルフチェックリストを配布し、各自チェックを行っている。また全国保育士会倫理綱領を各クラスに設置し、いつでも確認できるよう配慮している。職員の入職時には、法令遵守等の項目を含めた誓約書を交わしている。                                                                                                                 |                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 8                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。</li> <li>■ 職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。</li> <li>■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。</li> <li>■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。</li> </ul>                                                                                   |
| (自己評価コメント)「職員の未来像」として、「アドミニストレーション」、「マネジメント」、「スペシャリスト」の3つのキャリアに進めるコースを設計している。職員は4月に業務遂行項目を示したスタッフシートが配布され、「受け入れ」、「室内あそび・戸外遊び・園外保育」、「排泄」、「食事」、「睡眠」、「着脱」、「清潔」、「園の方針・良識とマナー」、「行動・姿勢」の各項目について、9月、2月の年2回、自己評価を行う。園長は二次評価を行うとともに、個別面談でフィードバックを行い、職員の成長につなげている。                                  |                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 9                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。</li> <li>■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。</li> <li>■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</li> <li>■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。</li> <li>■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。</li> </ul> |
| (自己評価コメント)有給休暇をチェック表により管理し、できるだけ希望通り休暇を取得できるように声かけを行っている。時間外労働については、勤怠システムで毎月状況を確認している。イベントや卒園前の準備期間等、業務負荷がかかる時期などは、時間を決めて業務を行うよう促している。福利厚生としては、リゾート施設の割引や職員間の会食補助などがあるほか、産休、育休も取得しやすい雰囲気づくりに努めている。                                                                                       |                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 10                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中長期の人材育成計画がある。</li> <li>■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。</li> <li>■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。</li> <li>■ 個別育成計画・目標を明確にしている。</li> <li>■ OJTの仕組みを明確にしている。</li> </ul>                                                                                                     |
| (自己評価コメント)「挨拶 おもてなし 環境整備」、「笑顔あふれる思いやりのあふれる保育所を目指す」、「常に向上心を持ち学びの姿勢をもつ」ことを職員の目標とした人材育成計画、具体的な研修の年間計画を示している。また「職員育成計画」として、経験年数、役職、職種ごとの能力基準、目標を明示している。各職員は、個人目標「わたしの1年後」として、年間個人目標と達成するための計画を作成し、どのような研修を受講するか具体的に決めている。OJTはクラス担任、リーダーを中心に、スタッフシートの各項目について、学び、「理解した」、「実行している(いない)」の評価を行っている。 |                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 11                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子供の尊重や基本的な人権への配慮について勉強会・研修を実施している。</li> <li>■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。</li> <li>■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。</li> <li>■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。</li> </ul>                                                    |
| (自己評価コメント)職員に対する行動の留意点として、呼びかけ、伝え方、態度に関する12項目の指針を明示し、各クラスや廊下等に掲示している。11月に園長が虐待防止に関する研修を受講し、職員会議で情報を共有した。会議に参加できない人のために資料を閲覧できるようにしている。児童虐待が疑われた際の対応として、野田市児童家庭課児童相談係と連携するほか、要保護児については、野田市子ども総合支援課に報告している。                                                                                 |                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 12                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。</li> <li>■ 個人情報の利用目的を明示している。</li> <li>■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。</li> <li>■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。</li> </ul>                                                                       |
| (自己評価コメント)個人情報保護方針をホームページに掲載しているほか、保育園入口に掲示している。方針として、保育サービスの提供、園児の安全衛生管理等の利用目的や、情報開示について明記している。また、職員向けには個人情報保護マニュアルや理解度確認シートが整備されている。定期的なマニュアルの読み合わせや研修での取り扱いなど、さらに理解を深める取組みを工夫されるよう期待したい。                                                                                               |                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                            |                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 13                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>■利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。</li> <li>■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。</li> <li>■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。</li> <li>■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。</li> </ul>                                   |
| (自己評価コメント)利用者満足度に関する保護者アンケートを毎年8月頃の実施している。集計結果については、改善策とともに園内入り口に掲示し、保護者へ共有している。今年度は、タブレット上でやっている作業を煩雑な登園時には行わないように改善することや連絡帳へのコメントの頻度について理解を求めている。保護者が要望を言いやすい雰囲気をつくるため、保護者面談では担任だけでなく園長も話を聴く機会をつくっている。また、運動会やお楽しみ会の後にもアンケートで意見を聴取し、翌年の活動に役立てている。                                                      |                                                            |                                                                                                                                                                                                                                |
| 14                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。</li> <li>■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。</li> <li>■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。</li> <li>■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。</li> </ul>          |
| (評価コメント)苦情解決制度を整備して、玄関、各クラスに案内掲示し、保護者には「入園のしおり」に記載して入園説明会で伝えられている。その他、定期的に園だよりに掲載し、園内に「ご意見箱」を設置し、本部に直接ハガキで意見を申し立てる仕組みもある。聞き取り対応には、保護者の気持ちに寄り添い丁寧に聴き確認して進めていく心がけている。寄せられた相談、苦情等に関しては、速やかな対応に努め納得を得ている。問題点、改善点も加えて苦情簿に記載し朝ミーティングで全職員に周知徹底を図り、問題点の改善を組織的に取り組んでいる。                                          |                                                            |                                                                                                                                                                                                                                |
| 15                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。          | <ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。</li> <li>■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。</li> <li>■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</li> </ul>                    |
| (評価コメント)職員自己評価は9月、3月の年2回実施している。実践面では「スタッフシート」、業務遂行項目や園の方針と良識マナーで評価し、それを基に園長・主任と面談を行い、努力していること、成果、課題等のフィードバックを受けて次期目標を明確にし、保育の向上に努めている。クラスでは年間計画に基づいた保育の取組み、環境構成、子ども・保護者への対応、クラス連携等について評価している。法人による各園の取組みを評価するシステムを構築し、お互いに保育を高めあえるようにしている。各自、クラス、組織において評価する取組みで園全体の保育の質向上に繋げている。この第三者評価結果は公表する予定となっている。 |                                                            |                                                                                                                                                                                                                                |
| 16                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 提供する教育及び保育の標準の実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■業務の基本や手順が明確になっている。</li> <li>■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。</li> <li>■マニュアル見直しを定期的の実施している。</li> <li>■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。</li> </ul>                                            |
| (評価コメント)業務の基本や手順は「教育経営計画書」に明記され、各自が手元に持参し活用している。また、園でまとめた「保育士の責務と倫理」を年度初めの職員会議で読み合わせて確認している。毎朝ミーティングの際、その時々に必要な各方針を読み合わせ、確認している。新規採用職員は採用前を含めて年4回の本部研修を受け、入職後は園長による面談がおこなわれ保育の基本や手順を学び把握したうえで保育にあたっている。衛生管理、非常災害対応、個人情報管理マニュアル等も事務所に保管して活用している。クラスにはヒヤリ・ハット報告書を置き、分析や検討を随時行い会議で共有し日々の安全への配慮としている。       |                                                            |                                                                                                                                                                                                                                |
| 17                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。</li> <li>■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。</li> </ul>                                                                                        |
| (評価コメント)園の基本方針はホームページに掲載し、SNSも合わせて情報を公開している。見学の問い合わせや希望には、来園できる時間を受け付け、見学時間帯は子どもの活動の様子が見える午前10時や午睡後を勧めている。対応には園長・主任が担当し、パンフレットをお渡しして「子どもが楽しく、より発達出来る園」の特色や子育てパートナーとして、成長を喜び合う関係を作っていきたいこと、持ち物の軽減化等も説明し、子どもの実際の様子を案内して質問に答えている。月1回開催の園庭開放日にもお誘いし、園庭で遊びを楽しみながら身近に見学できるような工夫もしている。                         |                                                            |                                                                                                                                                                                                                                |
| 18                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。                | <ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。</li> <li>■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。</li> <li>■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。</li> <li>■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</li> </ul> |
| (評価コメント)入園にあたり説明会資料は2月に保護者に送付して目を通していただいている。入園説明会は3月初旬に開催し、全体会からクラス懇談会を経て個人面談へとつないでいる。全体会では園長が園の理念・方針・保育内容・基本的ルールなど「入園のしおり」に沿って説明している。クラス懇談会はクラス担任が準備する持ち物や登降園時の仕方など具体的に説明し質問に応じ、説明内容については同意書を得ている。0歳児には看護師、栄養士、担任が面談に応じアレルギーや離乳食、遊び、成育歴等を聞き取り確認している。一人ひとりの生活リズムの中で安心して園生活が開始されるように配慮している。              |                                                            |                                                                                                                                                                                                                                |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                             |                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 19                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。   | <p>■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。</p> <p>■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。</p> <p>■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。</p> <p>■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。</p>                                         |
| (評価コメント) 全体的な計画は園の保育理念、方針、目標、子どもの各年齢の目標が掲げられ養護と教育(乳児教育は3つの視点)の5領域に分け、発達年齢に沿った内容を掲載して作成し、各指導計画の指針となっている。事業内容、健康・食育支援、保護者支援、小学校との連携、幼児期の終わりまでに育って欲しい姿10項目、安全対策等も構成されている。また、広い園庭や地域自然を考慮した園独自の特色ある保育・教育も示されている。年度末には全職員参画の全体会議で見直しを図り、園や地域の実情に合った計画となるよう意識して立案されている。                                                                                                      |                                             |                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 20                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。 | <p>■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。</p> <p>■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。</p> <p>■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。</p> <p>■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。</p> <p>■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</p> |
| (評価コメント) 全体的な計画に基づき各年齢別の年間・月間・週日案を作成している。生活の連続性や季節の変化を考慮した内容で、日々の保育の実践に繋げている。3歳以上児の年間計画は4期に分け、ねらいや養護・教育を意識した内容で環境構成が位置づけられ、月案から週案へと落とし込まれている。3歳未満児は前月の姿を振り返り、次月の計画を個別に作成し、一人ひとりの発達を踏まえた保育に取り組んでいる。保育の振り返りは個々の成長や遊び内容、友だちとのかかわり等をクラスで話し合い日誌に記録している。振り返りの改善を有効にするために、保育目標・方針を確認し、子ども一人ひとりが遊びから学びの体験に繋がるよう、遊びの夢中度や学びを考察した改善を会議で共有し、次の実践で具体的に活かせる振り返りが大切である。今後の取り組みが期待される。 |                                             |                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 21                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。                    | <p>■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。</p> <p>■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。</p> <p>■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</p> <p>■好きな遊びができる場所が用意されている。</p> <p>■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。</p> <p>■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。</p>      |
| (評価コメント) クラスやホール、玄関広場には各年齢の発達の姿や活動内容、季節を踏まえてコーナーを設置している。子どもたちの自主的な話し合いの上でコーナーの内容を決め、延長保育や日中の保育内容に応じて活用している。遊具は発達段階や興味・関心、季節に応じて厳選し手作りや既製の遊具を設定し、子どもの動線を考えたレイアウトに工夫し配慮している。主活動以外の時間は自由に好きな遊びを楽しんでいる。感触遊びやサイエンスに興味を示し、散歩や戸外遊びの時間も確保され、広い園庭でのびのびと楽しんでいる。保育者は子どもの気づきや「やってみたい!」思いを受けとめ、キーワードの受容(ありのままを受け入れる)・自信(褒める)・自立(見守り)等、子どもの思いに寄り添った丁寧なかかわりや支援で自己肯定感が高められるようにしている。    |                                             |                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 22                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。              | <p>■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。</p> <p>■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。</p> <p>■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</p> <p>■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。</p>                                                                |
| (評価コメント) 晴れた日には隣接する公園へ散歩に出かけ、桜や木々の色づき、風や空の様子など自然を満喫している。樹木の多い広場では草摘みや昆虫を追いかけ、落ち葉を集めて散らし踏んで感触を楽しみ、小動物見学等、四季折々の遊びで楽しんでいる。消防車や救急車見学で働く人に気づき、ピクニックに出かけ、5歳児は電車に乗って遠足に出かけ社会体験をしている。1歳以上は二人組で手を繋いで、一緒に歩くことを楽しみ、自然の発見や感動に好奇心を高め感性を育んでいる。ハロウィンには仮装して近隣をパレード、菓子をいただき笑顔いっぱいの子どもたち、季節の行事体験は、七夕、お月見、七五三参り、クリスマス、節分、雛祭り等、室内を飾り季節に伴う日本の文化を体験し、みんなで想像を高め合い生活に潤いを持たせる機会となっている。          |                                             |                                                                                                                                                                                                                                                        |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 23                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。</li> <li>■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。</li> <li>■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。</li> <li>■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。</li> <li>■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。</li> <li>■異年齢の子どもの交流が行われている。</li> </ul>                            |
| (評価コメント) 乳児の玩具の取り合いには「かして」「いやだったね」お互いの気持ちを代弁して対応し、幼児はお互いの言い分に耳を傾け「どうしたらいいか」を子ども同士が考えられるような言葉かけをし、子ども間で解決できるように見守っている。靴や衣服の着脱に戸惑う1・2歳児はお互いに手伝う姿が見られている。5歳児の当番活動は日々、様々な活動にグループで話し合い考えながら取り組むと子どもの自主性が進み、生活にも積極性が身につく生活力がついている。3・4・5歳児で園内の3人きょうだい(3さんサンデー)となり活動する機会も作っている。5歳児は思いやりの心や助け合いの大切さ、責任感を持って行動する等、自信と自立の育ちに繋がっている。今年の発表会の劇の役決めは自分のやりたい役を話し合いで決めると、子ども同士で教え合い頑張ってやり遂げた満足感を味わっている。お互いが励まし認め合い自分をだしての活動で協働する楽しさを学べるよう支援している。                                                                                                                                                                                 |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 24                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育     | <ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関わりに対して配慮している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。</li> <li>■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。</li> <li>■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</li> <li>■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</li> </ul>                                   |
| (評価コメント) 特別な配慮を必要とする子どもに対しては、巡回相談をお願いしアドバイスを受けている。3歳未満児会議や3歳以上児会議、職員会議などで取りあげ、全職員で共有しながら保育にあたっている。さらに、ケース会議を開催し、子どもの姿や対応について話し合う場を設けている。必要に応じて保健センターなどの専門機関に相談や助言を受けられるような体制を整えている。現在在園の配慮を要する子どもに対しては、ねらいを設定し、食事や午睡など1日の様子を記録している。また、個別の指導計画は必要に応じて作成している。保護者に対しては、個人面談などを取り入れながら不安に寄り添い、家庭と連携しながら対応するようにしている。障害児保育研修にも積極的に参加し、全職員が障害児保育に対し知識を向上するよう努めている。                                                                                                                                                                                                                                                     |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 25                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。</li> <li>■担当職員の研修が行われている。</li> <li>■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</li> <li>■年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。</li> </ul>                                                                                                                                            |
| (評価コメント) 子どもの引継ぎに使用する「クラスノート」は、保護者からのコメントや園からの申し送り事項を色別にし、伝達漏れがないように工夫されている。子どもの情報は朝のミーティングで共有され、全職員が共通理解のもと保育にあたっている。子どもの状態に応じて、疲れが見えた時は、ソファや簡易ベットなど休息できる場所を整え対応している。年齢や子どもの人数に応じて遊具を整え、使用する保育室や職員配置に配慮している。18時から延長保育となり、延長保育日誌を作成し記録している。おにぎりやジャムサンドなどの補食も提供され夕食までのお腹を満たし、玄関ホールの滑り台や絵本、テントなど保育室とは違った遊びも取り入れながら、人数が少なくなくても寂しくないような配慮をしている。                                                                                                                                                                                                                                                                     |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 26                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。    | <ul style="list-style-type: none"> <li>■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。</li> <li>■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。</li> <li>■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。</li> </ul> |
| (評価コメント) 6月に行われる親子ブレイダー(懇談会)ではゲームなど親子で交流する場を設定し、その後、クラス懇談でクラスの方針などを伝えている。年1回の個人面談では、保護者の思いを聴き取り、子どもの様子や成長を共有している。園では希望すれば年1回に限らずいつでも相談を受けられるように体制を整えている。個人面談内容は、個人面談記録簿に記録され、保育に活かすように努めている。子どもの成長を見る機会として、運動会やお楽しみ会も設定している。誕生日参観は子どもの日常生活を見ることができ、給食の試食も行っている。日々の子どもの様子は、アプリ連絡帳やスケッチブック、インスタグラムなどで保護者に伝えている。また、口頭での保護者とのコミュニケーションも大切にしており、その日の出来事や子どもの成長を確認する場となっている。各クラスには指導計画と共に1週間の活動予定を掲示し保護者に知らせることで、保育内容について理解を得るように取り組んでいる。就学に向けては、1年生との交流会が設定され入学への期待に繋げている。1年生がランドセルを背負わせてくれたり、授業で使うタブレットを見せてもらうなどの体験をしている。入学に向けて小学校職員との事前打ち合わせ会があり、子どもの様子を伝えている。保育所児童保育要録を作成し小学校へ届けることで、小学校生活へのスムーズな接続ができるように配慮している。 |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 27                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。 | <p>■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。</p> <p>■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</p> <p>■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。</p> <p>■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</p>                                                                 |
| (評価コメント)子どもの健康状態は、アプリ連絡帳や朝の受け入れ時の保護者との会話で丁寧に聴き取り、朝のミーティングなどで情報を共有し保育にあたっている。看護師は午前、午後の2回クラスを巡回し、子どもの健康状態を確認している。年間保健計画を作成し、嘱託医による年2回の内科健診及び年1回の歯科検診、歯科衛生士による歯科衛生指導を行っている。その他、尿検査、4・5歳児視力検査、身体測定を実施し、健康カードに記録すると共に保護者に伝えている。乳幼児突然死症候群(SIDS)に関しては年度当初に職員間で共有、0・1・2歳児は呼吸チェックを行ない、0・1歳児に関しては、体動センサーと目視の両方で予防に努めている。虐待に関しては、虐待防止のステッカーを貼り日頃より虐待の早期発見・防止に努めている。不適切な養育の兆候や虐待が疑われる場合には、園長に報告し関係機関と連携を図る体制を整えている。                                                                                                                                                                                         |                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 28                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。               | <p>■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</p> <p>■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</p> <p>■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</p>                                                         |
| (評価コメント)保育中に体調不良や怪我が発生した場合は看護師が対応、処置した後保護者に連絡、状況に応じて受診している。看護師は子どもの疾病等に備え、救急用の薬品、材料を常備し管理している。毎月「ほけんだより」を発行し、感染症や疾病等の予防について保護者に知らせ家庭と連携して取り組めるようにしている。感染症が発生した場合は、保護者向け掲示板「ナース伝言板」にて感染症の種類や人数を掲示し、連絡メールでも発信している。室内の消毒回数も通常よりも増やし、消毒薬の濃度を変えるなどの対応をすることで、蔓延防止に努めている。職員は状況に応じた体制が素早くとれるようにし、嘱託医との連携、必要に応じて関係機関への情報提供・収集を行っている。                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 29                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 食育の推進に努めている。                        | <p>■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</p> <p>■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</p> <p>■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</p> <p>■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</p> <p>■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</p> |
| (評価コメント)「食べることの好きな子」「年齢にあった食事マナーが身に付いている子」「意欲をもって食べられる子」と給食目標を掲げ、給食・食育年間計画及び食育等活動実施予定を作成し、年齢に応じた食育活動を実施している。ピーマン、オクラ、トウモロコシの栽培やレンコン、カボチャなどの野菜に触れたりすることで、食材への興味を持たせている。クッキングでは、ラップのおにぎりやクリスマスケーキ作りを楽しみ、お泊り保育の時のカレー作りでは野菜を切る経験も取り入れている。日本の料理や世界の料理、行事食など子ども達が楽しみにするようなメニューも取り入れ、子ども達の「給食大好き！」に繋げている。ホール前に、提供した食事のサンプルを掲示し、その日の献立や量を保護者に知らせている。サンプルを見ながら親子の会話もはずみ、子どもとのコミュニケーションにも繋がっている。誕生日参観時には給食の試食ができ、味付けなどを理解してもらう機会となっている。アレルギー児に対しては医師の診断書に基づき年2回の保護者面談を実施しながら除去食を提供している。アレルギー食対応ガイドを作成し、配膳時にはアレルギー専用のトレイを用意するなど誤食防止に努めている。体調不良や宗教食なども相談に応じて柔軟に対応している。給食に関する保護者アンケートでは満足度に繋がる意見が多く、高評価を得ている。 |                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 30                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 環境及び衛生管理は適切に行われている。                 | <p>■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</p> <p>■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</p> <p>■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</p>                                                                                                                                                       |
| (評価コメント)清潔な環境の中で子ども達が日々生活できるよう担当カ所を掃除するだけでなく、グループを作って手の届かないところを清掃チェックするように取り組んでいる。チェックリストを使い、ビフォーアフターの写真を撮ることで実施状況がわかるように工夫している。また、系列園同士で月毎に巡回し取組み状況をチェックするなど、より良い環境づくりに取り組んでいる。室内の温度、湿度、換気を適切に管理し、玩具類の消毒もマニュアルに沿って実施されている。砂場は週1回は掘り起こし日光消毒を行っている。歌を取り入れた手洗い指導、紙芝居による熱中症予防の話など、子ども達に分かりやすく伝えることで、自分の健康に関心が持てるよう取り組んでいる。                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                |                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 31                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。       | <ul style="list-style-type: none"> <li>■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。</li> <li>■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。</li> <li>■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</li> <li>■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</li> </ul>                                 |
| (評価コメント)事故発生時の対応マニュアルを整備し、職員間で読み合わせをし非常時に備えている。各クラスに年齢ごとに予測されるヒヤリ・ハット表を掲示し、安全保育への意識向上に繋げている。ヒヤリ・ハットが出された場合は職員間で共有し事故防止に努めている。また、毎日早番、遅番職員が保育室や園庭の安全点検を行っている。事故が発生した場合は事故簿に記録し、発生原因を分析して全職員に周知することで再発防止に努めている。子どもに対しては、遊具の使い方や散歩時の交通ルール、公園での過ごし方などの安全教育を行っている。また、警察と連携して模擬信号機を設置し、信号機の見方や歩き方を学ぶなど交通安全指導を実施している。不審者への対応は、不審者情報メールから情報を収集し、速やかな情報伝達ができるように取り組んでいる。年1回の警察との合同訓練を実施し、監視カメラの設置、さすまたやカラーボールを備え防犯対策に備えている。 |                                |                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 32                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。</li> <li>■定期的に避難訓練を実施している。</li> <li>■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。</li> <li>■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。</li> <li>■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</li> </ul> |
| (評価コメント)防災訓練計画表を作成し、毎月地震又は火災の避難訓練と通報訓練、消火訓練を実施し、日頃から非常事態に備えて子どもの安全を守るように取り組んでいる。消防署と連携し、年に1回の総合訓練を行っている。地震から火災が起きたことを想定し、防災役割分担表に沿って子ども達を安全・確実に避難誘導できるかなどを確認する機会としている。消防自動車見学も行われ、消防士や消防署の仕事に関心を持たせている。避難訓練後は反省評価をして次回の訓練に活かすようにしている。避難訓練計画には水害対応、台風対応、不審者対応なども取り入れている。消防計画に基づき避難経路図、役割分担表、通報手順などを掲示し、慌てず対応できるようにしている。防災備品保管庫には水や非常食が備蓄され、非常事態に備えている。                                                              |                                |                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 33                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。    | <ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の子育てニーズを把握している。</li> <li>■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。</li> <li>■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</li> <li>■地域の子育て支援に関する情報を提供している。</li> <li>■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</li> </ul>                |
| (評価コメント)月1回の地域子育て世代に対する園庭開放、身体測定、子育て相談、園行事へのお誘い(運動会、避難訓練時の消防車見学など)を行っている。育児相談は来所相談の他、電話でも行うようにしている。また、小学校訪問、小、中、高校生の職場体験を受け入れ、子ども達が様々な人々と交流を深める機会となっている。地域高齢者との交流は、月1回のペースで計画し、「園周辺の散歩」「球根植え」「お正月遊び」などの内容で年間予定表を作成し、道路から見える所に掲示し参加を呼びかけている。近隣高齢者施設とは、ハロウィン訪問をして「おかし」をいただくなどの交流を図っている。保育士、看護師、栄養士の専門性を活かした「育児講座」の開催を実施予定である。                                                                                        |                                |                                                                                                                                                                                                                                                               |